

第57号議案

中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和8年6月29日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び
運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
の基準に関する条例（令和３年中野区条例第３９号）の一部を次のよ
うに改正する。

第７条第３項第２号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。